

第10期 分別収集計画

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

令和4年6月
日立市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	分別収集対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み (法第8条第2項第1号関係)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号関係)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号関係)	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み(法第8条第2項第4号関係)	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号関係)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号関係)	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

1 計画策定の意義

生活様式の多様化や社会経済の高度化に伴う、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルに対して、近年、廃プラスチックや食品ロスなど、環境を取り巻く種々の問題が顕在化し、市民意識が高まっている。そういった課題の解決のために、天然資源の消費抑制や環境負荷をできる限り軽減する循環型社会の実現に、今後より一層取り組んでいく必要がある。

本市では、昭和59年度からスチール及びアルミ製容器などを対象とした分別収集を開始して以降、段階的な分別収集に取り組んでいる。また、令和2年3月には「限りある資源を未来につなぐ環境都市日立」を基本理念とする日立市一般廃棄物処理基本計画を策定した。この基本計画では、ごみの減量化・資源化を推進するための市民・事業者・行政の役割分担の明確化、4Rの推進、社会情勢を踏まえたごみ処理体制の維持・強化の3項目を基本方針とし、更なる循環型社会形成を進めるため、様々な事業展開を図ることとしている。

加えて、平成30年3月に「第3次日立市環境基本計画」を策定し、「未来につなぐ環境都市日立～次世代へ誇れる環境にやさしいまち～」を日立市の目指す環境の将来像とし、令和4年度までの環境保全に関する取組の方向性を定めたところであり、その目標の一つとして「資源を大切に有効利用するまち」を掲げ、ごみの減量化・再資源化、有効利用を図ることで、持続可能な循環型社会の形成を目指すこととしている。さらに令和4年3月には、2050年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に挑戦することを表明する「ゼロカーボンシティひたち」を宣言した。

本計画では、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物に含まれる容器包装廃棄物を分別収集し、減量とリサイクルを推進するため、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにしてその情報を共有、公表し、関係者が一体となって取り組むべき方向を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進すると共に、廃棄物の減量化、限りある資源の有効活用、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減など、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみを減らす4R運動をより一層推進し、各種施策を実施することで循環型社会システムを形成する。
- (2) 市民、事業者及び市の役割分担と協働の仕組みづくりを進め、3者の協力のもと、環境負荷を低減する取り組みを推進する。
- (3) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、プラスチック製容器包装の分別収集の方法について検討を進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

4 分別収集対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、以下の品目を対象とする。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) スチール製容器包装 | [スチール缶] |
| (2) アルミニウム製容器包装 | [アルミ缶] |
| (3) ガラス製容器（無色、茶色、その他の色） | [ガラスびん] |
| (4) 飲料用紙製容器包装 | [飲料用紙パック] |
| (5) 段ボール製容器包装 | [段ボール] |
| (6) 紙製容器包装 | [紙パック] |
| (7) ポリエチレンテレフタレート（PET）製ボトル | [ペットボトル] |

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み （法第8条第2項第1号）

単位：トン

区 分	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
容器包装廃棄物	16,737	16,526	16,316	16,083	15,850

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、容器包装廃棄物の4R運動を更に推進するため、市民、事業者（再生事業者等含）及び市がそれぞれの立場で排出を抑制し、相互協力・連携を図る。

【4R運動推進のための役割分担】

区分	役割の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグやマイボトル持参運動に参加する。〔リフューズ〕 ・簡易包装商品を積極的に購入する。〔リデュース〕 ・不要なものが出ても修理などして繰り返し使う。〔リユース〕 ・ものを正しく分別して資源として排出する。〔リサイクル〕
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者、拡大生産者責任の認識をもち、発生抑制を図る。 ・環境に配慮した事業展開を推進する。 ・容器包装廃棄物の排出抑制を図る。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制の意識啓発、広報活動を実施する。 ・学習機会の創出や小学生を対象とした環境教育の充実を図る。 ・レジ袋使用削減など、排出抑制を推進する。

【容器包装廃棄物の排出抑制のための具体的な施策】

(1) 住民への普及、啓発活動

施策	具体的な内容
ごみ処理施設見学の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○開始時期 昭和52年度 ○実施方法 ごみ処理施設の見学会を通して、ごみ処理の実態や仕組み、減量化に伴う各種プロセスを理解する機会とし、本市のごみ処理の取組への理解を深め、意識の醸成を図る。
ごみカレンダーの作成、配布	<ul style="list-style-type: none"> ○開始時期 昭和55年度 ○実施方法 本市のごみの出し方、回収日程、ごみ分別品目の内容等を記載した「ごみカレンダー」を作成し、全世帯へ配布する。
ごみ処理ハンドブックの作成、配布	<ul style="list-style-type: none"> ○開始時期 平成14年度 ○実施方法 本市のごみの出し方、再生資源の出し方、ごみ分別品目の内容等ほか、市のごみ減量化・資源化の各種取組を記載した冊子「ごみ処理ハンドブック」を作成し、全世帯へ配布する。

小学生向けリサイクル読本の作成・配布	○開始時期 平成 15 年度 ○実施方法 市内小学 4 年生を対象に、児童期からのごみ減量化意識の啓発と本市のごみ処理の現状について理解を図るため、リサイクル読本「ごみ探偵団が行く！」を作成し、全世帯へ配布する。
市ホームページやケーブルテレビを活用した情報発信	○開始時期 平成 18 年度 ○実施方法 市ホームページやケーブルテレビを活用して、本市のごみ処理の現状、ごみの出し方、ごみ減量とリサイクルの重要性等について情報を発信し、市民の意識醸成を図る。
事業系ごみ減量化、適正処理ハンドブック	○開始時期 平成 18 年度 ○実施方法 事業系廃棄物の減量及び適正処理について理解と協力を求めるため、「事業系ごみ減量化、適正処理ハンドブック」を改訂し、配布する。
リユース食器の貸出	○開始時期 平成 20 年度 ○実施方法 イベントやコミュニティ主催事業において、模擬店等を実施する際に発生する容器包装廃棄物の排出抑制とごみ減量化を図るため、リユース食器(どんぶり、お箸、コップ)を貸出し、ごみの排出抑制と減量化の意識高揚を図る。
マイボトル・マイカップ利用の推進	○開始時期 平成 31 (令和元) 年度 ○実施方法 ごみの減量につながる発生抑制やポイ捨て防止の意識高揚を図るため、イベント等を通して、マイボトルやマイカップ利用を推進する啓発活動を行う。

(2) イベントによる啓発活動

施策	具体的な内容
環境イベントへの参加による啓発	○開始時期 平成 16 年度 ○実施方法 毎年 7 月開催の「環境イベント」会場で、ごみ減量やリサイクルの取組の重要性を広く啓発し、ごみの減量とリサイクルについて意識の醸成を図る。
ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーンの実施	○開始時期 平成 27 年度 ○実施方法 ごみ減量推進週間にちなみ、市内主要 JR 駅前において、マイバッグ及びマイボトル・マイカップ利用の推進、ごみの減量化及びポイ捨て禁止等と呼びかけ、マイバッグ等啓発品を配布する。

(3) 容器包装廃棄物の排出機会の提供と支援

施 策	具体的な内容
<p>集団回収の支援</p>	<p>○開始時期 平成4年度</p> <p>○実施方法 再生資源の団体回収を行う子ども会等に報償金支給などの支援を行うことで、適正排出とリサイクルの推進を図る。</p>
<p>ペットボトル、紙製容器包装の拠点回収の実施</p>	<p>○開始時期 平成15年度</p> <p>○実施方法 集積所回収に加え、容器包装廃棄物のうち、各家庭で保管場所の確保が難しいペットボトル、紙製容器包装を公共施設及び一部民間店舗で拠点回収することで、適正排出とリサイクルの推進を図る。</p>
<p>ガラス製容器廃棄物の拠点回収の実施</p>	<p>○開始時期 令和4年度</p> <p>○実施方法 集積所回収以外に排出方法が限られているガラス製容器について、本庁と各支所で拠点回収を行い、排出機会を拡大し、利便性向上に繋げると共に、適正排出とリサイクルの推進を図る。</p>

(4) 制度の導入、推進

施 策	具体的な内容
<p>エコ・ショップ制度の推進</p>	<p>○開始時期 平成9年度</p> <p>○実施方法 環境にやさしい取り組みを実施しているスーパー等を「エコ・ショップ」と認定し、容器包装廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図る。</p>
<p>レジ袋の削減</p>	<p>○開始時期 平成20年度</p> <p>○実施方法 市内の大手スーパー等と協定を締結し、レジ袋の無料配布を停止することで、容器包装廃棄物の排出抑制と減量化の推進を図る。</p>

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類は、再商品化計画及び容器包装廃棄物処理施設の状況等を総合的に勘案し、下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、容器包装廃棄物の分別に係る選別施設等の状況、市民の協力度、収集方法や体制、集積所のスペース及び場所等を勘案し、下表右欄のように定める。

分別収集を求められる容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器	
・ 無色のガラス製容器	無色ガラスビン
・ 茶色のガラス製容器	茶色ガラスビン
・ その他の色のガラス製容器	その他の色ガラスビン
・ リターナブルガラス製容器	生きビン(ビールビン)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって、紙パック、段ボール以外のもの	紙箱類
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製容器	488 t	482 t	476 t	469 t	462 t
主としてアルミ製容器	168 t	166 t	164 t	162 t	159 t
無色のガラス製容器	(合計) 387 t	(合計) 382 t	(合計) 377 t	(合計) 372 t	(合計) 366 t
	(引渡) 387 t (独自) t	(引渡) 382 t (独自) t	(引渡) 377 t (独自) t	(引渡) 372 t (独自) t	(引渡) 366 t (独自) t
茶色のガラス製容器	(合計) 322 t	(合計) 318 t	(合計) 314 t	(合計) 310 t	(合計) 305 t
	(引渡) 322 t (独自) t	(引渡) 318 t (独自) t	(引渡) 314 t (独自) t	(引渡) 310 t (独自) t	(引渡) 305 t (独自) t
その他色のガラス製容器	(合計) 202 t	(合計) 200 t	(合計) 197 t	(合計) 194 t	(合計) 192 t
	(引渡) 202 t (独自) t	(引渡) 200 t (独自) t	(引渡) 197 t (独自) t	(引渡) 194 t (独自) t	(引渡) 192 t (独自) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	4 t	4 t	4 t	4 t	4 t
主として段ボール製の容器	405 t	400 t	395 t	389 t	384 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 67 t	(合計) 66 t	(合計) 65 t	(合計) 64 t	(合計) 63 t
	(引渡) t (独自) 67 t	(引渡) t (独自) 66 t	(引渡) t (独自) 65 t	(引渡) t (独自) 64 t	(引渡) t (独自) 63 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 131 t	(合計) 129 t	(合計) 127 t	(合計) 126 t	(合計) 124 t
	(引渡) 131 t (独自) t	(引渡) 129 t (独自) t	(引渡) 127 t (独自) t	(引渡) 126 t (独自) t	(引渡) 124 t (独自) t

【備考】

- *（引渡）とは、容器包装リサイクル協会に処理を依頼する量である。
- *（独自）とは、市が民間事業者に直接処理を依頼する量である。
- *ガラス製容器の数量に、生きビンの数量を含めていない。
（日立市では、生きビンは本数で把握している。）

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

【算定方法】

令和3年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、令和2年3月に策定した日立市一般廃棄物処理基本計画の令和5年度から令和9年度の行政区域内人口推計を基に設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
167,373人	165,264人	163,165人	160,832人	158,499人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.76%	98.74%	98.73%	98.57%	98.55%

※ 各年度の人口は、令和4年4月1日現在の常住人口(169,474人)に人口変動率を乗じて算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現在の収集体制を活用して行う。

また、子ども会やPTAなどの市民団体による集団回収は、引き続き市が支援し、分別収集を実施する。

なお、市内に設置する拠点回収事業も引き続き推進する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集運搬体制
金属類	スチール製の容器	スチール缶	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による定期収集 ・住民団体による集団回収
	アルミ製の容器	アルミ缶	
ビン類	無色のガラス製容器	無色ガラスビン	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による定期収集及び拠点回収 ・住民団体による集団回収
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスビン	
	その他の色のガラス製容器	その他の色ガラスビン	
	リターナブルガラス製容器	生きビン (ビールビン)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による定期収集 ・住民団体による集団回収
紙類	飲料用容器	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による定期収集 ・住民団体による集団回収
	段ボール	段ボール	
	その他紙製容器包装	紙箱類	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による定期収集、及び拠点回収 ・住民団体による集団回収
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による定期収集及び拠点回収 ・住民団体による集団回収

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、現在実施している市施設及び民間施設を活用して選別、圧縮（破砕）、保管を行う。

	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	中間処理方法（事業主体）
金属類	スチール製の容器	スチール缶	選別、圧縮、保管（市）
	アルミ製の容器	アルミ缶	選別、圧縮、保管（委託業者）
ビン類	無色のガラス製容器	無色ガラスビン	選別、保管（市）
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスビン	
	その他の色のガラス製容器	その他の色ガラスビン	
	リターナブルガラス製容器	生きビン （ビールビン）	選別、保管（委託業者）
紙類	飲料用容器	紙パック	選別、圧縮、保管（委託業者）
	段ボール	段ボール	
	その他紙製容器包装	紙箱類	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	選別、圧縮、保管（委託業者）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

リサイクルが可能な容器包装廃棄物の排出の利便性を進めると共に、適正率の向上を図るため、次のとおり実施する。

- (1) 市民、事業者、市の役割を明確にし、市がコーディネート役を果たしながら、市民、事業者による自発的・主体的な取組をもって、発生抑制、再使用、再生利用を進める。
- (2) 再生資源集積所の収集に伴う分別精度を高めるため、引き続き市民との協働のもと、当番制による集積所の環境維持を継続しつつ、分別収集への協力を求める。
- (3) 子ども会、PTA等の地域・市民団体が実施する再生資源集団回収を促進するため、報償金交付制度を継続する。
- (4) 容器包装廃棄物の排出による利便性向上を図るため、拠点回収場所の拡大及び拠点回収の対象品目の拡充を推進する。
- (5) 市民による集積所への不適正な排出を抑制するため、不適正な排出物に警告シールを添付し、排出者に対する意識改善を促す。
- (6) 事業者による不適正な排出を抑制するため、適正分別に係る指導を徹底すると共に、ごみの減量化・資源化に関する意識向上の啓発を強化する。